第２次袋井市地域公共交通計画の策定について

協議資料６

１．地域公共交通計画とは

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第５条に基づき、持続可能な公共交通の提供を目指し、地域公共交通の活性化を推進するために策定する計画。

２．計画期間

・現在の計画期間　令和３年度から令和７年度まで
・次期の計画期間　令和８年度から令和12年度まで

３．次期計画策定の目的

本市が目指す地域公共交通の姿を示し、引き続きその実現に向けて、近年の交通環境やニーズの変化に対応する形で、より実効性のある計画となるよう見直す。

４．次期計画策定に係る組織

（１）「袋井市地域公共交通会議」で検討・協議する
（２）総務部協働まちづくり課（交通会議事務局）で作業部会を組織する

５．次期計画策定の方針

（１）基本方針は現在の計画から受け継ぐ
「そうだ！！公共交通があるね！
公共交通が移動手段として選ばれるまち」
（２）計画策定にあたり再確認したい事項
・幹線である「秋葉線」、「秋葉中遠線」のあり方
（３）主に次の３点に沿って計画を見直す
・事業内容の具体化
・事業スケジュールの具体化
・評価指標、数値目標の検討
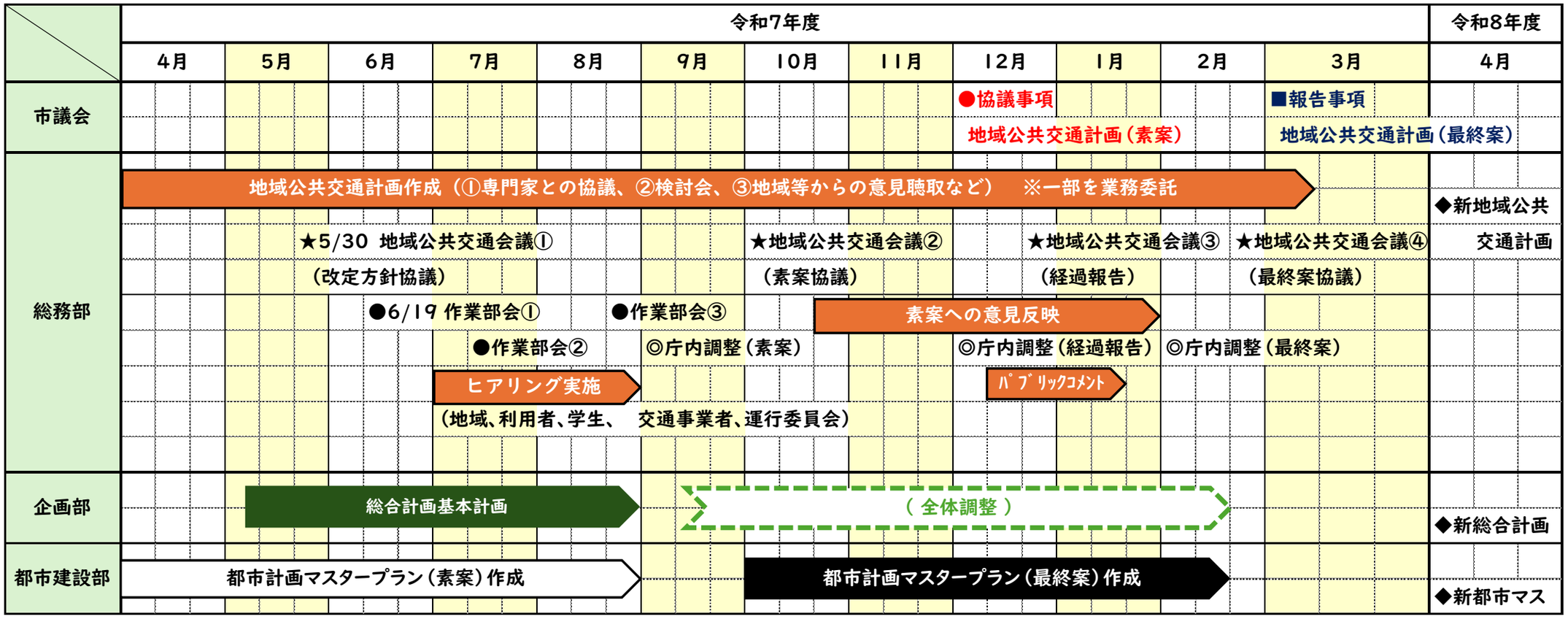
６．次期計画策定に向けたスケジュール